

## ○堺市地域公共交通活性化協議会財務規定新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改正前	改正案
<p>堺市地域公共交通活性化協議会財務規定</p> <p>(省略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和4年12月22日から施行する。</p>	<p>堺市地域公共交通活性化協議会財務規定</p> <p>(省略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和4年12月22日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>規約第13条第3項の別表に規定する堺市地域公共交通会議（以下「会議」という。）の令和4年度の監査については、第10条第2項の規定にかかわらず、会議の令和4年度監事において監査するものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>